

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳴門市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

鳴門市長

公表日

令和6年12月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行っている。 以下の事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う。 1. 第1号被保険者の資格取得・喪失届、付加保険料の申出・辞退届の受理、種別変更、氏名・住所の変更等に関する届出の受理 2. 任意加入被保険者の資格取得・喪失申出の受理 3. 国民年金保険料免除・猶予申請(法定免除を含む)の受理、法定免除廃止届の受理 4. 日本年金機構(年金事務所)への送付、報告 5. 基礎年金(老齢・障害・遺族)及び特別障害給付金の裁定請求の受付、老齢基礎年金を除く受給権者の死亡に関する届出の受理及び日本年金機構への報告・送付 6. 年金生活者支援給付金の支給に関する日本年金機構への所得情報の提供、新規年金受給者の申請受付及び日本年金機構への報告・送付 また上記の法定受託事務以外に、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者及び受給権者に関する協力連携事務を行う。
③システムの名称	1. 国民年金システム 2. 宛名管理システム 3. 中間サーバー 4. 統合利用番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)被保険者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表46
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	鳴門市企画総務部総務課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1203

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	鳴門市市民生活部市民課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1138
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を遵守し、申請者からマイナンバーの提供を受け、記載されたマイナンバーの真正性確認を行うほか、申請者からマイナンバーの提供を求められない場合は、氏名、生年月日、住所の3情報の確認により住基照会を行った後に各制度の申請書の受理を行っている。 ②特定個人情報を含む書類は、施錠できるキャビネットに保管することを徹底している。	

9. 監査

実施の有無	☐ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分にしている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]
	＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	＜選択肢＞ [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入力するため、目的外の入手が行われることはない。また、本人の申請に基づき入手した特定個人情報は担当業務に必要な範囲かつ、担当者のみ閲覧等が可能となるよう申請書を施錠できるキャビネットにて管理している。その上で、事務に必要な情報を入力することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう案内している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民課長 齋坂 康弘	市民課長 秋田 一恵	事後	所属長の変更
平成29年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項別表第一 31の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項別表第一 31の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第24条の2	事後	適用条項の整理
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民課	市民環境部市民課	事後	記載方法の変更
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民課長 秋田 一恵	市民課長 如休 節子	事後	所属長の変更
平成29年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	鳴門市総務課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1203	鳴門市企画総務部総務課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1203	事後	記載方法の変更
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	鳴門市市民課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1202	鳴門市市民環境部市民課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1202	事後	記載方法の変更
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年9月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年9月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行っている。 以下の事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う。 1. 第1号被保険者の資格取得・喪失届、付加保険料の申出・辞退届の受理、種別変更、氏名・住所の変更等に関する届出の受理 2. 任意加入被保険者の資格取得・喪失申出の受理 3. 国民年金保険料免除・猶予申請(法定免除を含む)の受理、法定免除廃止届の受理 4. 日本年金機構(年金事務所)への報告 5. 基礎年金(老齢・障害・遺族)及び特別障害給付金の裁定請求の受付、死亡一時金・未支給年金の受付	国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行っている。 以下の事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う。 1. 第1号被保険者の資格取得・喪失届、付加保険料の申出・辞退届の受理、種別変更、年金手帳の再交付、氏名・住所の変更等に関する届出の受理 2. 任意加入被保険者の資格取得・喪失申出の受理 3. 国民年金保険料免除・猶予申請(法定免除を含む)の受理、法定免除廃止届の受理 4. 日本年金機構(年金事務所)への送付、報告 5. 基礎年金(老齢・障害・遺族)及び特別障害給付金の裁定請求の受付、老齢基礎年金を除く受給権者の死亡に関する届出の受理及び日本年金機構への報告・送付 6. 年金生活者支援給付金の支給に関する年金機構への所得情報の提供、新規年金受給者の申請受付及び日本年金機構への報告・送付 また上記の法定受託事務以外に、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者及び受給権者に関する協力連携事務を行う。	事後	
令和1年6月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・第9条第1項別表第一 31の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)・第24条の2	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・第9条第1項別表第一 31, 83, 95の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)・第24条の2, 第59条, 第68条の2	事後	
令和1年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	市民課長 如休 節子	市民課長	事後	記載方法の変更
令和1年6月30日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成30年10月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月30日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成30年10月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	Ⅳ リスク対策		項目の追加	事後	様式変更によるもの
令和1年12月20日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行っている。 以下の事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う。 1. 第1号被保険者の資格取得・喪失届、付加保険料の申出・辞退届の受理、種別変更、年金手帳の再交付、氏名・住所の変更等に関する届出の受理 2. 任意加入被保険者の資格取得・喪失申出の受理 3. 国民年金保険料免除・猶予申請(法定免除を含む)の受理、法定免除廃止届の受理 4. 日本年金機構(年金事務所)への送付、報告 5. 基礎年金(老齢・障害・遺族)及び特別障害給付金の裁定請求の受付、老齢基礎年金を除く受給権者の死亡に関する届出の受理及び日本年金機構への報告・送付 6. 年金生活者支援給付金の支給に関する日本年金機構への所得情報の提供、新規年金受給者の申請受付及び日本年金機構への報告・送付 また上記の法定受託事務以外に、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者に関する協力連携事務を行う。	国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行っている。 以下の事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う。 1. 第1号被保険者の資格取得・喪失届、付加保険料の申出・辞退届の受理、種別変更、年金手帳の再交付、氏名・住所の変更等に関する届出の受理 2. 任意加入被保険者の資格取得・喪失申出の受理 3. 国民年金保険料免除・猶予申請(法定免除を含む)の受理、法定免除廃止届の受理 4. 日本年金機構(年金事務所)への送付、報告 5. 基礎年金(老齢・障害・遺族)及び特別障害給付金の裁定請求の受付、老齢基礎年金を除く受給権者の死亡に関する届出の受理及び日本年金機構への報告・送付 6. 年金生活者支援給付金の支給に関する日本年金機構への所得情報の提供、新規年金受給者の申請受付及び日本年金機構への報告・送付 また上記の法定受託事務以外に、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者及び受給権者に関する協力連携事務を行う。	事後	
令和1年12月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年6月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	時点修正
令和1年12月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年6月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年11月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年11月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行っている。 以下の事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う。 1. 第1号被保険者の資格取得・喪失届、付加保険料の申出・辞退届の受理、種別変更、年金手帳の再交付、氏名・住所の変更等に関する届出の受理 2. 任意加入被保険者の資格取得・喪失申出の受理 3. 国民年金保険料免除・猶予申請(法定免除を含む)の受理、法定免除廃止届の受理 4. 日本年金機構(年金事務所)への送付、報告 5. 基礎年金(老齢・障害・遺族)及び特別障害給付金の裁定請求の受付、老齢基礎年金を除く受給権者の死亡に関する届出の受理及び日本年金機構への報告・送付 6. 年金生活者支援給付金の支給に関する日本年金機構への所得情報の提供、新規年金受給者の申請受付及び日本年金機構への報告・送付 また上記の法定受託事務以外に、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者及び受給権者に関する協力連携事務を行う。	国民年金法(昭和34年法律第141号)及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行っている。 以下の事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う。 1. 第1号被保険者の資格取得・喪失届、付加保険料の申出・辞退届の受理、種別変更、年金手帳の再交付、氏名・住所の変更等に関する届出の受理 2. 任意加入被保険者の資格取得・喪失申出の受理 3. 国民年金保険料免除・猶予申請(法定免除を含む)の受理、法定免除廃止届の受理 4. 日本年金機構(年金事務所)への送付、報告 5. 基礎年金(老齢・障害・遺族)及び特別障害給付金の裁定請求の受付、老齢基礎年金を除く受給権者の死亡に関する届出の受理及び日本年金機構への報告・送付 6. 年金生活者支援給付金の支給に関する日本年金機構への所得情報の提供、新規年金受給者の申請受付及び日本年金機構への報告・送付 また上記の法定受託事務以外に、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者及び受給権者に関する協力連携事務を行う。	事後	
令和3年9月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	鳴門市市民課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1202	鳴門市市民環境部市民課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1138	事後	
令和4年8月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和3年7月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	時点修正
令和4年8月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和3年7月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行っている。 以下の事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う。 1. 第1号被保険者の資格取得・喪失届、付加保険料の申出・辞退届の受理、種別変更、年金手帳の再交付、氏名・住所の変更等に関する届出の受理 2. 任意加入被保険者の資格取得・喪失申出の受理 3. 国民年金保険料免除・猶予申請(法定免除を含む)の受理、法定免除廃止届の受理 4. 日本年金機構(年金事務所)への送付、報告 5. 基礎年金(老齢・障害・遺族)及び特別障害給付金の裁定請求の受付、老齢基礎年金を除く受給権者の死亡に関する届出の受理及び日本年金機構への報告・送付 6. 年金生活者支援給付金の支給に関する日本年金機構への所得情報の提供、新規年金受給者の申請受付及び日本年金機構への報告・送付 また上記の法定受託事務以外に、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者及び受給権者に関する協力連携事務を行う。	国民年金法(昭和34年法律第141号)及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行っている。 以下の事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う。 1. 第1号被保険者の資格取得・喪失届、付加保険料の申出・辞退届の受理、種別変更、氏名・住所の変更等に関する届出の受理 2. 任意加入被保険者の資格取得・喪失申出の受理 3. 国民年金保険料免除・猶予申請(法定免除を含む)の受理、法定免除廃止届の受理 4. 日本年金機構(年金事務所)への送付、報告 5. 基礎年金(老齢・障害・遺族)及び特別障害給付金の裁定請求の受付、老齢基礎年金を除く受給権者の死亡に関する届出の受理及び日本年金機構への報告・送付 6. 年金生活者支援給付金の支給に関する日本年金機構への所得情報の提供、新規年金受給者の申請受付及び日本年金機構への報告・送付 また上記の法定受託事務以外に、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者及び受給権者に関する協力連携事務を行う。	事後	適用条項の整理
令和4年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民環境部市民課	市民生活部市民課	事後	記載方法の変更
令和4年8月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	鳴門市市民環境部市民課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1138	鳴門市市民生活部市民課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1138	事後	記載方法の変更
令和5年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年6月1日 時点	令和5年8月1日 時点	事後	時点修正
令和5年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年6月1日 時点	令和5年8月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年8月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	時点修正
令和6年12月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年8月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	時点修正
令和6年12月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一 31, 83, 95の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第24条の2, 第59条, 第68条の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表46	事後	適用条項の整理
令和6年12月20日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業		人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か [十分である] 判断の根拠 ①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を遵守し、申請者からマイナンバーの提供を受け、記載されたマイナンバーの真正性確認を行うほか、申請者からマイナンバーの提供を求められない場合は、氏名、生年月日、住所の3情報の確認により住基照会を行った後に各制度の申請書の受理を行っている。 ②特定個人情報を含む書類は、施錠できるキャビネットに保管することを徹底している。	事前	様式変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		最も優先度が高いと考えられる対策 [1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] 当該対策は十分か【再掲】 [十分である] 判断の根拠 対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、本人の申請に基づき入手した特定個人情報は担当業務に必要な範囲かつ、担当者のみ閲覧等が可能となるよう申請書を施錠できるキャビネットにて管理している。その上で、事務に必要な情報入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう案内している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	様式変更によるもの